

平成29年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成29年5月25日(木) 10:30~11:30

場 所 京都市役所本庁舎1階 F会議室

(議事要旨)

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について

内 容 説 明

○事務局

議題1につきましては、資料2と資料3を用いて説明させていただきます。

まず、議題であります、ア、平成28年度実績及び計画の進行管理・評価、それから、イ、京都市歴史的風致維持向上計画の総括評価について、資料2に従って説明していきます。

資料2を御覧ください。

今年度は平成28年度の進行管理・評価を行いますとともに、平成26年度から28年度までの3年間の総括評価を行う年となっております。

まず、資料2、両面で目次を書いておりますが、進捗評価シート(様式1)につきましては平成28年度の取組を管理、評価しているものです。それぞれ評価軸に沿って①から⑥までの取組を評価しています。

まず、①の組織体制です。めくっていただいで、京都市ー1ページになります。

こちらにつきましては、この推進会議とその下部組織であります庁内連絡会の取組について記載しております。

それから、2ページを御覧ください。②の重点区域における良好な景観を形成する施策につきましては、平成28年度の取組としまして、屋外広告物に関する取組や歴史的景観の保全に関する景観政策の充実を掲載しております。それぞれ関連する写真等も載せております。

次の③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項です。こちらに関しては、平成28年度に事業が完了したものや、新たに取組を開始したものを中心に説明させていただきます。

まず、4ページを御覧ください。

道路修景整備事業、小川通周辺地区についてです。こちらにつきましては平成28年度に事業が完了しました。平成24年度から無電柱化の取組を進めてきております。こちらは石畳風保水性アスファルト舗装もされまして、平成29年4月7日に完成式典を開催しております。

次に、7ページ、4の無電柱化等事業です。こちらにつきましては平成28年度に先斗町の無電柱化事業に着手しております。先斗町は全国でも例のない道幅の狭い道路での無電柱化事業となっております。全国に先駆けて先例となるような取組に今年度から着手しましたので触れさせていただきます。

次に、13ページを御覧ください。

二条城東大手門保存修理事業です。こちらにつきましては26年10月から工事を進めておりまして、今年度で事業が完了しております。特別公開を行っております。

補足説明ですけれども、二条城の周辺駐車場整備事業を現在行っておりまして、平成29年10月に工事が完了する予定です。今年の秋にリニューアルオープンということ

で予定を聞いております。

次に、飛びまして28ページを御覧ください。

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業です。こちらにつきましては平成27年度から事業を開始していましたが、昨年度、ようやく1件、事業を実施しました。

選定された活用事業ですが、二条城城下町活性化のための京町家改修工事計画として載せておりますが、以前、10数年前まで電気部品を製造する工場として稼働していた町家を改修し、一棟貸しの町家旅館にする事業を選定しております。こちらにつきましては、現在、改修工事中で、近日中に工事が完了し、オープンとなる予定であるということ聞いております。

続きまして、31ページ、まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度です。こちらにつきましては、先ほど局長も触れていた聞いておりますが、お手元に追加で資料もお配りしております。

京都遺産制度につきましては、昨年度の第1回推進会議においてもテーマを募集するということで御案内をさせていただいておりますが、平成28年度に審査会を開催し、北野・西陣でつづられ広がる伝統文化、山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化、世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭りの3件を認定しております。それぞれについて認定理由と主な構成遺産を書いた資料を添付しております。

続いて、34ページです。

こちらにつきましては、京都市美術館再整備事業が、これまで設計を進めておりましたが、28年度から工事に着手しましたので、御報告させていただきます。

次が38ページです。

京都文化祭典です。こちらについては計

画どおり進捗し、平成28年度をもって終了となっております。今後は単発の事業として進めていくと聞いております。

続いて、④文化財の保存又は活用に関する事項です。39ページ以降になります。

こちらは、文化財の調査及び指定・登録や修理、防災対策、周辺環境の整備、それから普及啓発について、1から3まで掲載しております。

京都市の文化財指定としましては、昨年度、堀川第一橋ですとか櫻谷文庫が建造物として指定されております。

次に、⑤効果・影響等に関する報道についてです。43ページ、44ページを御覧ください。

関連する新聞報道やテレビ報道を、全てではないのですが、掲載しております。44ページには新聞ですとかテレビ報道の写真を載せております。屋外広告物ですとか寺社周辺などの景観協議、耐震化の取組、京都遺産制度、また美術館、岡崎地区の取組などの新聞を掲載しております。

次の45ページを御覧ください。

こちらは⑥その他になりますが、景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定でございます。

平成28年度につきましては歴史的風致形成建造物の新規指定を7件、景観重要建造物の新規指定を9件行っております。うち、重ね指定が4件あります。歴史的風致形成建造物の指定につきましては総数が84件となりました。景観重要建造物につきましては総数96件となっております。重ね指定もありますので、全体で123件の建物に対して建造物の指定を行っております。

毎年度の進捗評価につきましては以上です。

次に、総括評価シート、まず、方針の達成状況についてです。48ページからを御覧

ください。

こちらは平成26年度から28年度までの3年間の総括評価を計画に記載している方針に基づいて行っております。計画には七つ、方針が記載されております。計画に記載されているとおり、アからキまでの七つの方針に基づいて評価をしました。

まず、48ページ、49ページです。

一つ目がア、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。

総括評価につきましては、計画に記載されている方針、課題、それに対応する進捗評価項目とその推移、方針の達成状況、課題の改善状況に関する評価内容、達成状況の評価、要改善事項、そして、計画の見直しの必要性を記載することとなっております。

まず、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進するにつきましては、歴史的建造物の指定ですとか歴史的建造物の保存・再生、活用について毎年行っているものを、左側のページに推移を掲載しております。それに対応して、右側のページに方針の達成状況、課題の改善状況に関する評価内容を記載しております。

こちらにつきましては、主なものを写真で取り上げまして記載させてもらっております。

歴史的建造物の指定につきましては、平成28年度になりますが、歴史的風致形成建造物に京都市役所本庁舎を指定していることを掲載しております。それから、京都を彩る建物や庭園での選定物件。京都市所有伝統的建造物の利活用事例として、祇園新橋の寄付物件を再生し、PATH THE BATON KYOTO GIONとして活用している事例を掲載しております。また、空き家活用×まちづくりモデルプロジェクトで地蔵盆の活性化と路地

文化の再生を行った事例も紹介しております。

この方針に対する達成状況の評価、要改善事項ですが、こちらにつきましては、平成21年度の調査で現存する京町家が4万8,000軒あったんですが、平成28年度に追跡調査を行ったところ、11パーセントが減少しており、総体としては依然として減少傾向にあることが明らかとなりました。このため、所有者の理解を得つつ、公的指定を進めるとともに、京町家の保全及び継承を推進するための支援策と取壊しの危機を事前に把握し、保全及び継承につなげる仕組みを早急に整える必要があるということで、評価としては要対策検討しております。

計画の見直しの必要性については不要としております。

こちらに関しては、後ほど議題の3で京町家条例の制定について情報提供をさせていただきたいと思っております。

50ページに移っていただいて、次の方針ですが、イ、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。

こちらにつきましては、対応する項目として、1、屋外広告物や観光案内標識の町並みへの配慮、2、景観地区指定の取組、3、無電柱化の取組、4、歴史まちづくりに関する都市間の連携を挙げております。

右のページに屋外広告物の取組ですとか先斗町地区での界わい景観整備地区指定、無電柱化の取組の写真を載せております。

4のその他の取組として、この推進会議では進捗管理、進捗評価を行っていなかった事業について掲載しております。こちらにつきましては、お手元にも資料を配布させていただいておりますが、平成26年度に、路地のある町並みを再生するための新たな

な道路指定制度を創設し、これまでは困難であった細街路沿道の町家や長屋の再生に道を開くとともに、平成28年度には市民公募による、大切にしたい京都の路地選を実施し、取組部門30件、写真部門58件を選定するなど、京都市にとって歴史的資産の一つである路地の保全・再生の取組を進めておりますので、ここで紹介させていただきます。

こちらの達成状況の評価、要改善事項につきましては、京都市内には長い歴史の中で寺社等の歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成してきた地域が数多く分布します。しかしながら、近年、境内やその周辺で歴史的風致に及ぼすような開発計画が行われるなどの事象が相次いでいます。平成26年度から28年度に、それら寺社などを中心に構成される歴史的景観の保全に関する検証を行いました。今後はその検証結果に基づき、実効性のある制度構築を図っていく必要があるということから、こちらにも要対策検討としております。

計画の見直しの必要性につきましては、寺社や門前、参道等の歴史的建造物を歴史的風致形成建造物として積極的に指定するとともに、それらの価値を地域住民や事業者と共有しつつ、歴史的風致をいかしたまちづくりを進めるため重点区域の拡大について検討する必要があることから、計画の見直しが必要としております。

次、52ページを御覧ください。ウ、地域力によるまちづくりを推進する。

こちらの評価項目とその推移につきましては、1、地域組織の支援、2、官民地域連携組織の取組としております。

右のページに評価内容を掲載しております。

地域組織の支援につきましては、京都市

景観・まちづくりセンターとの連携により、地域の特性をいかした住民主体のまちづくりを着実に進めているところです。特に地域景観づくり協議会につきましては、制度創設以降、組織認定が9件、計画認定8件と順調に数が伸びております。平成27年8月に地域景観まちづくりネットワークが自発的に立ち上げられるとともに、28年度には専門家派遣制度などの支援策を拡充し、今後ますます進展が期待できるということの評価しております。

さらに、地域組織を支援するということが目的とし、これまで景観賞は建物と広告物を表彰してきておりましたが、平成28年度に景観づくり活動部門を創設しまして、応募数41件の中から市長賞、優秀賞、奨励賞を選定しております。そして、更なる活動の動機付けになるようにとのことで選定しております。

こちらにも本日、平成28年度京都景観賞、景観づくり活動部門の表彰式に配られましたリーフレットを資料として添えております。

ここでは、2番、官民地域連携組織の取組として、岡崎のエリアマネジメント組織の取組も評価しております。

この項目に対する評価、改善事項につきましては、想定どおり効果が発現しており、計画の見直しが不要としております。

次、54ページを御覧ください。自然と共生し、木の文化を大切にすまちづくりを推進する。

こちらの対応する進捗評価項目とその推移は、歴史的風土特別保存地区の維持保全と市内産木材・間伐材の利用促進を挙げております。それぞれの活動について写真などを掲載して評価しております。

こちらにつきましては、3、その他の取組として、梅小路公園で行われています、

いのちの森の取組も紹介しております。こちらは、自然観察会などを実施し、来園者に都会の中で樹木や生物など生態系を感じられる機会を提供するという取組です。

こちらの達成状況の評価、要改善事項につきましては、前回の3年の総括評価のときも現段階では判断できないとしておりまして、まだちょっと判断が難しいのかなということで判断できないとしております。

計画の見直しの必要性につきましては不要としております。

次の55ページを御覧ください。オ、人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。

こちらにつきましては、歩くまち・京都の推進と観光地交通対策を評価項目とその推移に掲載しております。

その評価内容につきましては、歩くまち・京都の推進につきましては平成27年10月に四条通の歩道拡幅整備事業が完了しております。こちらにつきましては各賞を受賞するなど高い評価を得ております。

二つ目なのですが、歩くまち・京都の取組の一つとして、こちらに進捗管理は行っていませんでしたが、交通局の取組を紹介、評価しております。

交通局につきましては、地下鉄経営健全化の柱として地下鉄1日5万人増客の目標を掲げておりました。利便性やサービス向上などを進めまして、平成28年度に達成する見込みとなっております。近日中に達成するという報告があると思います。

交通局でも、公共交通を利用して文化施設を巡る、キャラクターとコラボしたような形でそういったイベントなども行っておりますので、こうした歴史まちづくりに貢献しているのかなと思いますので掲載しております。

その他の取組として自転車政策の取組も評価しております。

自転車政策、3年前の総括評価においては、放置自転車台数が減っているという数の進捗管理をしておりましたが、この3年間では特にそういった管理はしていませんでした。ただ、放置自転車対策、駐輪場整備の取組は進んでおりまして、放置自転車台数は平成26年度実績で平成19年度の20分の1まで減少しております。さらに、平成27年3月に京都・新自転車計画を策定し、自転車走行環境や駐輪環境の整備、利用マナー向上を進め、世界トップレベルの自転車共存都市を目指しているということに掲載させてもらっております。

こちらの達成状況の評価、要改善事項につきましては、四条通の評価、各賞を受賞して高い評価を得ておりますが、こういった効果だとか、検証を今後していくと聞いておりますので、今回は、今後、発現が予想されるというところにチェックをしております。

計画見直しの必要性については見直しが不要としました。

次、56ページを御覧ください。文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。

こちらの項目は、1、京都遺産制度、2、文化芸術関連施設整備、3、文化芸術関連イベントの開催の項目に分けて評価項目を整理しております。

先ほど28年度の進捗評価の中でも触れました京都遺産制度につきましては、文化芸術を活かしたまちづくりを推進するための認定制度ということで、一つの項目として整理しております。

文化芸術関連施設整備につきましては、京都会馆再整備事業が平成28年1月に完了して、ロームシアター京都として再生していることを写真で紹介しております。

文化芸術関連イベントにつきましては文化芸術祭典を取り上げております。

こちらの評価につきましては想定どおり効果が発現している。計画の見直しは不要としております。

最後になりますが、伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。58ページです。

こちらにつきましては、伝統技術継承に関する取組、市場拡大に関する取組、普及啓発に関する取組の項目で整理しております。

右の59ページにそれぞれの取組を評価してありまして、写真を載せております。

着物の文化だとか伝統だとかというのが、京都市の総括評価ですので、全国に見ていただけるように着物関連の写真を多く掲載しております。

達成状況の評価、要改善事項については想定どおり効果が発現している。計画の見直しは不要としております。

続きまして、60ページからが総括評価シート、代表的な事業の質の評価でございます。

こちらにつきましては、昨年度の第2回推進会議におきまして内容については説明させていただいております。その後、高橋先生に現地に行ってもらって、外部評価をいただいております。

まず、四条通の取組です。屋外広告物に関する取組、歩いて楽しいまちなか戦略の推進につきまして、座長から評価をいただいております。

「田の字地区については京都の中心市街地として持続してきた。歴史的風致が重層、複合していることが大きな地域的特色となっている。この重要な歴史的な中心市街地、その中軸をなす四条通において歩道拡幅事業や屋外広告物に関する取組が行われ、都市計画、まちづくり、土木技術などの面

で大きな成果を上げた」と評価されているが、歴史的風致の維持向上への成果としても特筆されるものである。各賞の受賞は高い外部評価を示す一例と言ってよい。四条通の整備を大きなステップとして、田の字地区全体に歩いて楽しいまちなか戦略、屋外広告物に関する取組を推し進めることが、京都のみならず日本を代表する歴史的な中心市街地の歴史的風致の維持向上に寄与すると考えられる」というコメントを頂いております。

今後の対応方針につきましては、歩道拡幅に伴う効果検証を実施していくとともに、整備後の四条通におけるエリアマネジメントの推進及び四条通とその周辺細街路における通過交通の流入抑制の推進を行うとしております。

次、62ページ、63ページを御覧ください。岡崎における取組です。

こちらも座長から、「岡崎の文化的景観が国選定の重要文化的景観とする取組は、地域の施設や団体、事業者、行政の専門家などによって作られた岡崎地域活性化ビジョンの一環として位置付けられていること、また、国選定に向けて歴史都市・京都の景観が文化的景観として京都市景観計画の中で明確に位置付けられたことは高く評価される。岡崎地域は重要文化的景観に選定されたが、その特色の一端は時代や社会が必要とする大規模施設の建設と大規模土地利用である。京都会館や京都市美術館、岡崎公園、京都市動物園などの再整備はこの地域の特色や重要な構成要素の特性を継承、再生しようとするものであり、当該地域の持つ伝統と進取の気風の地という歴史的風致の維持向上を図るものとして高く評価される。岡崎地域活性化ビジョンを推進するエリアマネジメント組織、京都岡崎魅力づくり推進協議会の下で

様々な事業や取組が行われ、岡崎地域の活性化、魅力の向上、にぎわい創出など、歴史的風致の維持向上に寄与している姿は院政政権や江戸幕府、近代国家などによるトップダウンの地域開発によってつくられてきた岡崎の歴史にグラスルーツの地域開発として新たな1ページを加えるものであり、今後の持続的な活動が注目される」というコメントを頂いております。

今後の対応方針ですが、引き続き、協議会と連携しながら魅力創出事業や情報発信、美術館再整備等を行うとともに、岡崎公園、動物園、ロームシアター京都やみやこめっせなど、文化・交流施設等が連動、連携した取組、イベントを開催するなど、今後も岡崎地域が一体となり多彩な事業を展開することにより岡崎地域のにぎわいを創出するとしております。

最後になります、64ページ、65ページを御覧ください。先斗町の取組です。

こちらにつきましては、座長から、「住民や事業者によって組織された先斗町まちづくり協議会による先斗町町式目の制定と運用、そして、地域と京都市が一体となって作成した景観ガイドライン、先斗町デザイン集の発行などは、今後の歴史まちづくりのモデルとして重要な取組と評価される。先斗町界わいにおける歴史や文化、景観、歴史的風致などの地域の特徴をいかした住民主体のまちづくり、その進め方は、京都町衆の自治とまちづくりの伝統が脈々と現代に継承されていることを如実に示していて、大変興味深く、今後の京都のまちづくりを考える上でも極めて示唆に富むと考える。極めて狭い道路、密集した家屋群の間に、他所では余り見られない奇妙な形の電柱が立つなど、これまでも景観に配慮がなされてきたようであるが、こ

の度の無電柱化事業では電線共同溝のコンパクト化や地上機器の美装化など、地域の特性に配慮した新たな試みが実施されている。これは先斗町の歴史的風致を維持向上させるのみならず、狭小な街路を抱える他の歴史的市街地域にも応用可能な方式として重要であろう」とコメントを頂いております。

今後の対応方針ですが、引き続き、無電柱化事業を進めるとともに、地域組織と連携しながら先斗町の景観、歴史まちづくりを推進するとしております。

最後、66ページについては、法定協議会におけるコメントとしまして、今回頂いた御意見を国に報告させていただきます。

次に、議題のウ、平成29年度実施予定の歴史まちづくりに関する取組につきまして、ご説明します。

資料3につきましては平成28年度の取組と平成29年度の実施予定を予算とともに掲載させてもらっております。今回から、一番左に進捗評価シートの番号を書かせてもらっています。これは計画に記載されている事業を全て掲載してしまして、実施済みのものにつきましては紫色です。進捗評価は主なもののみ行っていますので、進捗評価を行っていないものについてはグレーの網掛けをしております。それから、今回、追加させてもらったのが、ハード整備の事業なのか、ソフトの事業なのかということでハードかソフト、区域が重点区域内なのか、市全域なのか、そうでないのかというのが分かるような表にしております。新規のものにつきましては左に（新）と入れております。これは事務局が管理しやすいために作っておりますので、参考に見ていただければと思います。

議 事 要 旨

○座 長 京都市の歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価、そして、総括評価に関わりましては、いただいた御説明に対して委員の方々からコメントを頂くということになっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○委 員 管理評価シートの中で、例えば無電柱化事業の幾つかであったりクラウドファンディングであったり、幾つか計画どおり進捗していないと書かれているものがあつたりですとか、あと、総括評価シートの方でも、一つ目の方ですかね、町家の数がやっぱり減っているので要対策検討というふうなことを書かれて、改善事項というふうにされているというところが非常に率直でいいのかなと、正直、思ひました。是非、更に対策・検討をしていったらいいのかなと思ひます。

このシートの中で少し質問なのですが、まず、様式の1-3でピックアップされているものとされていないもの、最後に御説明がありましたA3のシートの方で言ひますと、白いものが評価シートがあつて、グレーに塗っているものはされていないということだと思ひますが、その選び方の基準と言ひますか、結構、このシートを作るのはとても大変だと思ひますが、どういふふうにかこれを選ばれているのかということが一つ質問と、あと、もう一つ質問ですが、様式1-5、効果・影響等に関する報道というので、例えば43ページからの新聞報道ですとか、この辺りのシートのところで、進捗状況が全て計画の進捗に影響ありとなつていますが、計画の進捗に影響ありというのが一体どういふ意味かということがよく分からなかつたので、その2点を教えていただければ。

○事務局 まず、一つ目の、評価している、していないの選定基準については、主なものを評価するというふうに引き継いでおりますので、基準があるのかどうかというのは明確ではないのですが、一つあるのは、評価の対象が事業を、工事であれば工事に着手したものとなつておりますので、例えば1ページ目の(9)の都市公園事業については、事業としては計画を策定し、設計中のものについては評価の対象にはならないということなので評価していないものもあります。

あと、2ページ目の歴史的景観の保全に関する検証事業については2-1に入れていますので、これは誤つてグレーのままになっていますが、評価はしてあります。

後半のソフト事業に関しては、本当に主なものということで、評価していないと聞いています。

○事務局 効果・影響に関する報道についての影響ありとなしについては昨年度から引き続きそのままにしていますので、ちょっと調べさせてください。

○座 長 ありがとうございます。

新聞報道等についての計画の進捗に影響ありというのは、おおむね好意的に評価されているので、それが多分、広く市民にいい影響を与えるだろうというふうなことで、以前から計画の進捗に影響あり、そういういい影響を与えているに違ひないということでしたと思ひます。

○委 員 基本的な質問になりますが、総括評価に、庁内のよその部局の事業が入つてきていますよね。そのときに、例えば見直しが必要とか不要とかを判断しているのはどちらが判断しているのですか。

○事務局 まず、計画の見直しが不要だと

か必要だとか、それから、その一つ上の評価、要改善事項につきましては景観政策課の方で判断をしています。それぞれの対応する進捗評価項目とその他の推移につきましては関係課に回答していただいたものを掲載しています。

項目については我々の方で整理、関係課から関係する評価項目が上がってきますので、それは頂いたうえで、整理は景観政策課の方でしております。

○委員 例えば55ページに、人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進するというので、ここで四条通のことが取り上げられています。四条通以外に東大路の計画もあったと思いますが、ここで四条通だけが取り上げられているのは、先ほど言われた、ハードの場合は工事に着工しているものとかそういうのに限っているからということだとは思いますが、ただ、この方針の、歩いて楽しいまちづくりを推進するというので言うと、じゃ、どうして東大路は計画が進んでいないのか、工事着工に至らないかということを見ると、本来はそこで計画の見直しが必要なのかもしれませんが、一番トップの、オと書いてあるこのことを進めていくには見直しが必要なのかなという気もして、この計画の見直し必要、不必要が一個一個のプロジェクトの話をしているのか、一番トップのこのことを話しているのかというのがちょっと曖昧なのかなという印象を受けました。

○事務局 ここでは基本的には、計画の見直しが不要、必要のこの計画というのは歴史的風致維持向上計画のことを指しております。

○座長 いかがでしょうか。

○委員 この評価シートを拝見して、全般的にかなり事業が多様化していて、かな

り熟度が上がってきているものもたくさんあると。初期の頃のハードから始まった事業も、割と市民を巻き込んだ、そういう事業なんかに展開していくという意味では非常にいい傾向にあるかなという感想を持っています。

あと、今、委員の先生がおっしゃったこととも関係するのですが、ちょっと事前の御説明で伺ったところだと、やはりこの計画の評価の対象になっている事業というのは担当部局が収集されたものに限っていて、恐らく全市的にされている事業はもっと多様で、かつ歴史的風致維持に関係するようなものもたくさんあるのではないかというふうに思いますので、評価シートとしては代表的な事業を取り上げるということになるかとは思いますが、やはり全庁的な事業がどういうふうに進んでいるのかということ収集して把握していけるような仕組みは必要ではないかと思っております。

やはり担当部局では自分たちの専門の中でお仕事をされていますが、実際、それが歴史的風致維持に大変関係があるというようなことがたくさんあるんじゃないかなというふうに想像しますので、その点は、今後、29年度のA3の一覧表にはかなり挙げていただいています。こういうものが何かもっとたくさん実はあるのではないかなというように気がしております。

あとは、細かい、シートの文章がおかしいとかというのは色々あるのはあるのもう少しこなれた文章であったりとか、あと、御苑の東側の通りが河原町と書いていますけど、多分ここは寺町だと思いますので、ちょっとその辺は、再度、御確認いただけたらと思います。

○座長 副座長が前段で言われた、全貌を把握して、歴史的まちづくりに関わるも

のは全部取り込んでくださいというのは私も同じ思いです。多分、把握し切れないところが京都の難しさなんだと思いますけども、一つは、多分、自分たちがやっていることが本来的に歴史的風致、歴史的まちづくりに関わっていると思わない事業が結構あるんじゃないかと思うんですね。ただ、京都市は、景観計画に書いているとおり、歴史都市でもあるし、文化的景観でもあるということなので、道路工事一つ取ったって、広くでもないけれど、それは京都の歴史的風致の向上に結構ダイレクトにつながっていると思いますので、全体としてそういう歴史都市・京都の風致の維持向上に関わっているんだというふうに思っていたら、関わりのあるものはそういう意識の下でここに組み込んでいただいて、実際、評価の対象にするかどうかはともかくですけれども、そういう考え方をお持ちいただけるとありがたいと思います。

私の方から続けて言わせていただくと、31ページの京都遺産制度というのがありますが、始まったところと言うか、やっと1年終わったというところで書きようが難しいのかもしれないとは思いますが、制度としては、認定すれば終わりじゃないですね。審査会の役割としてはそれで終わりなんだけども、京都市としては、これが元々の趣旨からして一つのきっかけ、スタートであって、選ばれた三つの京都遺産をダイレクトには京都観光振興にどうつないでいくかということが大きなことであつたのではないかと思いますので、そういう趣旨の記載が必要であろうと思いますし、それから、西陣で言うと、これは景観まちづくりとも密接に関係してくるので、西陣を京都遺産だというふうに京都市が認めたときに、歴史的風致を維持向上する

という大きな目標の下で、しなければならぬことが出てくるはずなんですね。表向きにはそういう事業は書かないことになっているのかもしれないけれども、やはり歴史的風致維持向上計画の評価シートに上げていくときには、観光に資すると同時に景観づくりとかまちづくりとかにこれから京都市は頑張っていくんだということをお書きいただけるとありがたいというふうに思います。

それから、京都遺産ってものすごく大雑把なくくりのものなので、例えば火の信仰の中に、当然のことながら五山の送り火が入っているんですけども、五山そのものがいわば名称だとかいう考え方が、多分、京都市にはないと思うんですね。送り火は文化遺産だと思っているけども、送り火の場になっている大文字山とか左大文字山とか、山そのものが大きな資産なんですね。それはそれで別の風致地区か何かに入っているのか、歴史的風土特別保存地区に関わっているのか知らないけれども、それとは別に、文化遺産としてちゃんと把握するという必要だと思うので、それも一種の歴史的風致維持向上につながる計画になっていくかと思しますので、非常に大事な制度を開始されて、その後のケアと言うんですか、制度そのものの目的は認定することではなくて、認定することによって景観まちづくりやら観光振興やらにつなげていくということなので、その辺りをお書きいただけるとありがたいと思います。

○委員 今、皆さんがおっしゃっていただいたことで、大体、網羅されているような気がいたします。座長からは、もう少し多角的にもっと内容を盛り込めという話もあったんですけども、一方で、私はこれを拝見して、かなり目を配っていただいて、いいシートが出来ているんじゃないか

という気がいたしました。大体、総体的に高評価も得ているようですし、うまく進んでいるんじゃないかという気がいたしました。

○座長 これで3年、3年が終わったんですね。ということで、次の、最終の目標じゃないけれど、一つの節目に向かって進んでいくときに、この評価シートの評価項目の並びと言うのか、例えば文化財保護法に基づく京都市の指定登録、それから重要景観と歴史的風致形成建造物というのが結構ばらばらで出ているわけですね。でも、それは多分ばらばらで並ぶよりも、京都の歴史的風致を維持向上させる一連の制度だと思うので、文化財保護法、景観法、歴まち法という三つの法律によって、全体として歴史的風致、文化財を保存するというようになってくるので、まとめられたらいかがかと。まとめるというのは順番に並んでいる方が分かりやすいなということ。

それから、勝手なことですけど、景観重要と歴史的風致は仰山挙げてあるけれど、京都市指定は名前しか挙がってないとか、写真がないとか、それから、京都を彩る建物や庭園もほとんど挙がってないとか。今後はそういう全体的なバランス、指定制度に絡むようなところの充実とかということもあるんだと思いますし、それから、6年やってきて、先ほど申したことと関連するんですけども、これから京都市全体としての整合性、歴まち計画との整合性といった意味合いで、結構いろんな取組をされているけれども、ばらばらに見えるんですね。名前は維持向上計画とかになっているけれども、もう少し整理した形のこういう評価シートと言うよりも、多分、京都市の施策全体の整合性になってくるのかなという気も、一つの事柄がいろんな捉え方で出てきますね。西陣と言ったときに京都遺産

として見られたり、伝統産業の振興というふうに見られたり、地元では景観まちづくりというふうにやっている人たちもいるしというようなことがあるので、パーツで切り分けて出てくる、そういう捉え方よりも、もう少しまとまって、一つの地域でこんなことをしている、あるいは歴史的風致の維持向上のために、全体としてこの地域に対してこんな風な制度、事業があって全体を推進しているというようなイメージはいかがですか。合わないですか、これと。

○事務局 的確に先生の御質問に答えられるかどうか、ちょっと不安なのですが、この評価シートの制度そのものが国の認定との関わりがあるということで、一定、国が示されているシートを基にして作っているという要素があるなということ、ただ、それで与えられたものとして捉えるんじゃないなくて、我々がやっていくときに一番最適な方法を考えていかないといけないとは思いますが、その辺りも国に更にバージョンアップするようなことを提案しながら改善していきたいというふうに思っているということが1点です。

それから、シートの作り方を地域から見るのか、事業から見るのかとかいう編集の仕方ですけども、歴史的風致維持向上計画というのを京都市で作っているこのスタイルは、全国的に見ると非常にレアな格好ではないかなという気がしています。それは、主に想定されているのが、一つのコアとなる文化財なりがあって、その周辺をどうつくるのかという地域問題をどう解決する計画とするのかというのが他都市で多く使われる方法ではないかと思うんですが、京都市の場合、それがいろんな所にありますので、ほぼ京都市全域に及ぶような計画の作り方になっているということですので、そういう構成で言いますと、

地域がいろんな所にあるんですけども、それが色々重複してしまっているという感があるかと思います。それは御指摘のとおりだと思います。そういう意味では、全体版と地域版みたいなことがひょっとしたらこれから要るのかもしれないなということちょっと聞いていたんですけども、そうすると、このシートがまた倍ぐらいになってくるかも分かりませんので、そこら辺、見やすく、整理しやすいようなことをちょっと考えてみないといけないかもしれないなという思いであります。

○座長 国に対しては国が要求しているようなのをそのまま出しておいて、京都

市として、京都市民向けに、地域をターゲットにしたようなものというのがいいのかなと、今ふと思いましたけど。

○事務局 分かりました。

○事務局 事務局ですが、後ほどの議題2で取り上げる予定の、29年度以降、歴史的風致維持向上計画の進捗管理・評価の仕方が変わりますという事務連絡を今年の4月に受けていまして、次の評価というのが京都市は最終評価になるのですが、そこで、今までの評価シートとがらっと変わったもので評価するよというのを言われていますので、また後ほど簡単に説明させていただきますと思います。

議題2 平成29年度以降の進行管理・評価

内容説明

○事務局

それでは、資料4を御覧ください。先ほどと重複になりますが、平成29年度以降の歴史的風致維持向上計画の振興管理・評価についての通知を資料にさせてもらっています。こちらは平成29年4月5日に国から事務連絡として受けています。

1番に、進行管理・評価の変更点ということで、28年度までと29年度からの評価方法が変わったことについての事務連絡です。

平成28年度までは毎年度の進捗評価、さらに、3年に一度の総括評価です。平成28年度、京都市の場合は進捗評価と総括評価を行いました。平成29年度以降につきましては、毎年度の進捗評価に加えて、3から5年に一度の中間評価、そして、最終年度に最終評価を行うよということ事務連絡を受けています。

めくっていただいて、別添1の12番が京都市です。京都市の場合は32年度が計画の

最終年になりますので、総括評価というのはありません。最終評価になります。32年度に最終評価を行うことになります。

その評価方法につきましては、資料を割愛していますが、別添2に実施要領という形で4ページ来ていまして、ここは事務的なことなので飛ばさせていただきます、最後に、ページはありませんが、5ページ目に参考資料というのが付いています。評価の手法については先ほど御説明しましたとおりで、二つ目の○で最終評価、中間評価の観点ということが示されています。

こちらにつきましては、方針に基づき実施された取組による直接的な効果ですとか、他の施策、計画との連携などによる波及的な効果、それに加えて、計画の根幹である歴史的風致の維持向上状況、この上記の観点を踏まえて次期計画策定と今後の進め方を検討する上で新たな課題を抽出することとされています。これまでの推進

会議の議事録を拝見していますと、この計画の推進が歴史的風致にどれだけ影響があったのかということの評価してほしいといった御意見もありまして、こういったところが国の方からもその視点で評価するようにということをお願いしていますので、

今後、最終評価に向けて、こういった視点も取り込みながら、本日頂いた御意見も反映させながら評価を行っていきたいと思っております。

議題の2の資料4については以上です。

議 事 要 旨

○委員 先ほど座長がおっしゃっていた地域と言うか、その場所がどう変わってきたかというのは、今、御説明いただいた歴史的風致の維持向上の状況というところでまとめることが可能かというふうに理解すればよろしいんですかね。

○事務局 そう考えております。

○委員 是非そうお願いできればと。

○座長 同じようなことかもしれませんが、最終評価、中間評価の観点というところですごく広い観点を要求されていますね。歴まち法に基づくものだけではなくて、これだと、例えば景観法によるまちづくり、景観まちづくりとの関連をどうするのか、また、もう一つ、京都市で既にされている、文化財保護課で文化的景観の非

常に広い視野の調査を今やっていて、ある意味で、京都という所を対象に、こっちから見て、こっちから見て、こっちから見て、三つの視点、観点があるわけですね。先ほど出ていたことと重なっているんですけども、そういった三つのそれぞれの法に基づく政策、事業、制度を、多分ここでは最終的に関連を付けて一つの全体像を示しなさいというふうに言われていると考えていただければと思いますけれども。勝手なあれですけれども、多分、あらかじめかなり準備しておかないと、最終年度になってばたばたすると大変だと思いますので、よろしく願いいたします。

議題3 京町家保全・活用推進条例（仮称）の制定

内 容 説 明

○事務局

まち再生・創造推進室で京町家保全活用課長です。

資料は添付の資料5に、京町家保全・活用委員会からの答申が付いていますのと、別添で、京町家の保全及び継承に関する条例（仮称）を制定する必要性というA3判のもの、これから実施してまいります条例についての市民意見募集の冊子の案、こちらを使って御説明をさせていただきます。

す。

昨年7月に京都市の附属機関ということで京町家保全・活用委員会というものを立ち上げさせていただきまして、本日御出席いただいています副座長、委員の方にも委員として御参画いただいたところでございます。

そこで、市長の方から、京町家の今後の基本的な方針の在り方と、併せまして、京

町家の取壊しといった危機を事前に把握して保全・継承につなげる仕組み、こういった2項目について諮問させていただいて、計5回、委員会で御議論をいただいたところでございます。非常に闊達な御意見を頂きまして、去る5月2日に答申を市長の方にお出しいただいたところでございます。

それでは、A3の、京町家の保全及び継承に関する条例（仮称）を制定する必要性というこちらの方を御覧いただけますでしょうか。

まず、中段の左上の方ですけれども、戦前の京都のまちということで、戦前の京都のまちでは京町家を暮らしの基盤としてしっかり流通させて、住み替えながらまちをつくっていく、こういうシステムが構築されていたという状況でございます。ただ、戦後、京町家を取り巻く状況といたしまして、戦後、社会システムが大きく変わるとい状況の中、また、高度経済成長期ということで経済活動が進行していく中で多くの京町家を取り壊されて、美しい町並み景観が破壊されてきたということと、これまで歴史を重ねてきました都市建築システムであるとか、都市居住文化、こういったものが失われつつあると。

こういった危機感から、京都においては平成4年頃から、まずは市民活動団体、研究者、事業者も含めてですけれども、こういった方々の再生活動というのが芽生えてきたところでございます。こういったことが展開する中で、京都市といたしましてもこういった動きに呼応いたしまして、平成12年に京町家再生プランというものを策定して、アクションプラン21というものを掲げて取組を推進してまいりました。その取組につきましても、行政だけではなくて、公益財団法人である京都市景観・まちづく

りセンター、それから市民活動団体、専門家、事業者団体と連携しながら取り組んできたというところで、こういった一連の動きの中で一定の成果は上げてきたというふうに考えております。

しかしながら、右の方に移りまして、現在、文化に対する関心であるとか宿泊需要の増加、こういったプラスのものもあるんですけども、大きな流れとして、人口減少・少子高齢化の進展、空き家の増加といった大きな社会的課題を抱えているという状況でございます。

そうした中、現在の京町家を取り巻く現状と課題ということですが、一つ、継承に関する現状というのが大きな課題としてのしかかっているという状況でございます。ここにつきましては、やはり家族で継承してきた、また、その子、親族で継承してきたという状況が非常に困難な状況にあるということでございます。まだまだ、京町家を維持、修復する、また改修する、そういった資金の問題であるとか、法律も含めた技術的な問題、こういったものも依然として抱えているという状況でございます。そういった中で、所有者の方自らがこの問題を抱え込んで、限られた選択肢の中でやむを得ず取壊しを決意するという事態が後を絶たないというふうに考えております。

こういった状況の中で、これまで3回、京町家まちづくり調査として調査を重ねてまいりましたが、平成28年に、20年、21年に行った第3期調査で4万8,000軒の町家を確認しているんですけども、その追跡調査を行っております。そこで5,600軒の町家が7年間で滅失していると。先ほちょっと局長からもありましたけども、そういった状況を確認しております。そういった意味では、京町家の滅失が依然とし

て進行し、歯止めが掛かっていないという状況があるということでございます。

ただ一方で、活用に関する現状ということで、こういった伝統文化であるとか京町家を含めたライフスタイルに対する再評価ということもございまして、不動産流通市場の中では京町家の需要というのは非常に高まっていると。むしろなかなか町家の物件が出てこないというような状況でございます。また、町家も住まいとしての活用ということがベースにはあるんですけども、そのほか多様な形で活用されているという状況がございます。

こういった不動産市場の中で一定活用はされているということなんですけれども、それでも空き家がまだまだたくさんあると。この追跡調査の中でも5,800軒の町家が空き家になっている状況を確認しております。そういった中で取り壊されているという状況を踏まえて、やはりこれは何とかしなきゃいかんと。このまま放置しておけば京都のアイデンティティを脅かすような重大な危機であるということを我々としても感じまして、昨年7月に委員会の方に諮問させていただいたという状況でございます。

委員会の議論の中で、京町家保全・継承に取り組む意義というのは何なんだろうかということで、それが一番上の方に書かせていただいていることなんですけれども、京町家は非常に多様な価値を持っているんだと。京都創生の三つの柱の二つであります景観、文化という観点からも、まず、景観につきましては町並み景観を構成する基盤であると。また、文化に関しましても、京都の生活文化の基盤であると。こういった伝統的に蓄積してきた価値だけでなく、現代的な価値も含めて多様な価値を持ち合わせていると。そういった意味で、

京町家というのは、これまでもそうですが、将来におきましても多様な価値やニーズを受け止めることができる、そういった器であって、京都の魅力あるまちづくり資源で市民の財産なんだということをうたっています。こういった京町家の持つ多様な価値というのが、正に多くの人が京町家を愛し、そして、多くの人を京都のまちに引き付ける、そういった原動力になっているというふうに考えておきまして、京町家というものを未来に継承していく、そういった使命を我々は持っていると考えております。

こういった価値、それから課題を踏まえまして、一番下のところですけども、京町家の保全及び継承に関する条例を制定する必要性ということで、建物の価値や危機感というものを幅広い関係者でしっかり共有して、時機を逸することなく、保全、継承のための方策を講じる、そういう目的のために、京町家が正にまちづくりの資源で、市民にとって貴重な財産であるということをしっかり位置付けていこうということと、右側ですが、京町家の取壊しを回避するために、所有者だけで抱えるのではなくて、市民、事業者、地域、行政が一体となって、みんなごととしてこれを守って、また次の新たな担い手に引き継いでいく、こういったことをしっかりうたっていこうということと、もう一つは、所有者に対して支援をしていくということなんですけども、併せて、保全・継承につなげるための取壊しを事前に把握する手続、こういったものを整備するために、今回、実効性のある新たな条例を制定する必要があるというふうに考えたところでございます。

続きまして、意見募集の冊子の方を御覧いただけますでしょうか。

1 ページ目のところは、こういった京町

家が今抱えている現実と、また、みんなで共有して取り組んでいきたいと思いますという事で条例を制定しますということメッセージとして書かせていただいています。

1枚おめくりいただきまして、京町家を保全・継承するための取組のポイントが1ページ、2ページにございます。みんなごとで取り組むということですので、多様な主体がそれぞれの役割に応じた取組で京町家の保全・継承を進めるということで、それぞれの責務、役割を掲げさせていただいていることと、しっかり条例を作りまして、計画を作って進めていくということで、12年に作りました京町家再生プランの後継計画として新たな計画を定めるということも掲げております。また、課題に応じた施策の展開を図るということで、条例の中では細かくは掲げませんが、保全・継承に関する課題を踏まえた八つの施策の方向性というものを条例に掲げていこうというものでございます。

続きまして、2ページのところが京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承につなげる仕組みということなんですけれども、まずは、届出制度というのが条例に位置付ける内容なんです、届出に至る前、とにかく事前を取壊しを回避する、そういった環境をしっかりと整えていくということがまず大前提としてあるということで委員会からも答申を頂いております。

まず、取壊しを回避するために支援策をしっかりとやっていきたいと思います。これは行政だけではなくて、民間事業者も含めて連携していくということなんです、継続的な働き掛けをしっかりとしていくことをまず第一に掲げています。また、所有者の負担軽減ということについても様々な観点で、官民連携でやっていこうという

ことを掲げております。

そういったことを事業者、市民活動団体と連携して、町家を保全できる方法をしっかりと提案していくということであるとか、使いたいという方にしっかりとマッチングをしていく、こういったことも連携しながらやっていこうというふうに考えております。

こういった支援策を動かしていく中で、不動産事業者とか解体工事業者、これは取壊しに非常に関係が深い事業者ということで、条例では努力義務を課していこうというふうにしております。京町家に関する支援制度の情報提供をしっかりとさせていただくということと、不動産事業者につきましては売買、賃貸の仲介時にしっかりと保全・継承を働き掛けていただく。また、解体工事業者のところに相談があったときにも、こういった事前届出制度、こういう条例があるんだよということをしっかり所有者の方に伝えていただくということを位置付けております。

こうした取組をやる中で、届出が出ない環境がつくられるということが一番ベストなんですけれども、それでもなお、いろんな状況の中で取壊しを考えるとことがあるかと思えます。そういった場合にも、早めに行政の方に相談していただくということを意図しまして、取壊しに関する事前届出制度というものを今回つくっていこうというふうに考えているところでございます。

この届出の対象というのが三つのカテゴリーに分かれていまして、一つは全ての京町家。全ての京町家について、取り壊そうという場合には、あらかじめ市長に届け出いただくような努力義務を課していこうということにしております。こういった努力義務を課すことで不動産事業者の

方々がいろんな働き掛けをしていく、未然に防いでいくということの意識付けになるのかなというふうに考えております。

続いて、京町家が集積し、趣のある町並みが形成されている地域、若しくは京都らしい文化が継承されている地域に立地する京町家、こういった面的な指定というものもやっていきたいというふうに考えております。こういった面的指定をさせていただいた所につきましては、京町家を取り壊そうとする1年前までに市長に届け出いただくということを義務として課していこうというふうに考えております。早めに御相談いただくことで、この1年というものを通じまして、行政として働き掛けていく、所有者の同意を得ながら、事業者の方と連携して活用提案などを行っていくということを取り組んでまいりたいと考えております。

また、三つ目のカテゴリーとしては、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家ということで、これは個別に指定をさせていただきます。こちらの個別指定のものにつきましても、取り壊そうとする1年前までに市長に届け出ることを義務としてさせていただきます。こういった単体で存在感があって、その滅失による影響が非常に大きいものにつきましては必ず届出を出していただきたいということで、その手続の実効性を確保するために、一定、手続違反に対して過料というものを課していきたいというふうに考えております。

こういった所有者に対する義務だけではなくて、解体工事業者に対しても一定の手続の義務を課すということで、地区指定、個別指定、両方ですけれども、解体工事業者が、所有者がちゃんとこういった届出を出しているということを確認していただくことであるとか、町家の取壊しをすると

いうことであれば、市長に事前に届け出いただくというようなことを義務手続として課していこうというふうに考えております。

こういった届出をしていただいた中で、所有者に対しては、届出がなされたら改めて京町家の保全・継承を強く働き掛けていくということと、所有者の意向に応じました継承方法、活用方法の提案、それから活用希望者とのマッチング、こういったものを事業者、市民活動団体と連携して取り組んでいくというものになってございます。

また、この三つのカテゴリーに合わせてしっかり事前の支援策というものも、面指定、単体指定については特に手厚く支援策を講じていきたいということで、こういったことについても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、下の※印の2ですけれども、こういった支援策を漏れなく届けていくということで、保全・継承につなげるために、指定に当たっては所有者の同意は求めないといった制度設計を考えているところでございます。

これが取壊しの事前届出制度ということなんですけれども、次、おめくりいただきまして、3ページ、4ページに条例全体の骨子案というものをお示しさせていただいております。

まず、前文、条例の目的ということにつきましては、保全・継承の推進に関して基本理念を定めということを書かせていただいております。

続いて、用語の定義というところで様々な定義をするんですけれども、特に京町家について、本条例で対象とする京町家の定義をここでイメージとして掲げさせていただいております。基本的な考え方といたしましては、京町家再生プランであるとか

京町家まちづくり調査の中で対象としてきた町家をしっかり捉えられるようにとすることで、若干幅広の定義にさせていただいています。京都市内に立地する木造住宅で二つの要件を備えるものとさせていただいてまいりまして、伝統的な構造、それから、都市生活の中から生み出された特徴のある形態、意匠を有するものということで、下に一部、例示をさせていただいております。さらに、年時につきましては建築基準法施行以前に建築されたものという定義付けにさせていただいております。

参考で建て方の類型と書かせていただいておりますが、右下の方の看板建築、こういったものも、当然のことながら対象としているところがございます。

基本理念につきましては、先ほどの京町家の多様な価値に掲げさせていただいております、まずは景観に関することと、それから文化に関する、そういったもの象徴であるということと、魅力あるまちづくりの資源となっている市民の貴重な財産である、こういったことを踏まえて保全・継承に取り組むということと、多様な主体が連携して取り組むということと、多様な主体が連携して取り組むということを基本理念として掲げさせていただいております。

そのほか、先ほどの取組のポイントで説明させていただいた各主体の責務であるとか基本的な施策の方向、取壊しに関する手続、不動産事業者・解体工事事業者の努力義務、それから、この条例に基づく審議会というものを設置するということと、先ほどの罰則について条例の中で規定していくということで書かせていただいております。

ります。

続きまして、5ページ、6ページなんですけども、これは先ほどの施策の方向性に基づいて、今後どういったことをやっていくのかということを書かせていただいておりますのと、既にこれまで様々な取組をさせていただいてまいりまして、どういった取組をやってきたのかということ、主なものを写真を含めて御紹介しているページになってございます。

一番最後のページですけれども、今後の予定ということで、この6月2日から7月2日まで1箇月間にわたってパブリックコメントを実施しまして、皆様方から頂いた御意見を踏まえて条例の原案というものをご検討してまいります。その後、早ければ9月市会ということを目指して、条例案の市会提案ということを行いまして、御議決いただいた後は、しっかり周知をしたうえで、条例施行につきましては段階的に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

単純な情報周知だけではなくて、各団体であるとか市民活動団体、様々な京町家関連の団体がございます。そういった所にもしっかり説明をしていくということと、併せまして、説明会等も開催していくということで、市内4箇所で5回、説明会というものを開催していきこうという段取りになってございます。

早口でしたが、私からの説明は以上でございます。

議 事 要 旨

○座 長 これについて何か御意見ございますでしょうか。と言っても関係者2人で。ちょっと外野から一言だけ。

結構なお話だと思います。賛成なんですけども、大事なことだと思うのは、京町家の保全継承に取り組む意義とか、条例の方で言えば、基本理念というところが取りあえず大事だと思って見ていたんですけども、答申の5ページのところでは、京都市の景観計画の中での位置付けを援用されて意義というふうにされているんですけども、歴史的風致維持向上計画の中でも基本的に同じようなことを言っているものだと考えています。歴史的風致維持向上計画の、そもそもの京都市の維持向上すべき歴史的風致という定義は少し抽象的になっていますけども、私がこれを作ったときにかなり頭の中にあっただのは京町家なんですわね。

日本はもとより世界にも類を見ない市街地の環境だというふうに言っているところは京町家の町並みを念頭に置いているので、要するに、できるだけ京都市の作っておられる景観計画とか歴史的風致維持向上計画等をベースにして意義とか理念とかを書いていただくと非常にありがたいと思います。上下の関係があって、歴史的風致維持向上計画は下だと言われたらあれなんだけど。

それから、基本理念のところ、とりわけ関心があるところは、(1)の2行目で「……生活文化を象徴するものである」というふうに書いていただいている、これはこれで結構なんだけど、私は、色々考えると、京町家は京都の歴史と文化を象徴するものだと言えらるると思っていますわね。こういう理念とか意義とかというのはどれほど実証的な裏付けが必要かどうか知りませんが、ここでおっしゃっている

ような町並みとか町家の住まい手のレベルの重要性というよりも、むしろ京都全体にとって、京都の歴史とか文化とか景観とかを象徴するのが京町家で、私は、別の言い方では、京都の歴史と文化の縮図と言ったのかな、京町家の中に京都の歴史と文化が内在している、そこに含まれていて、京都の町家を色々眺めると京都の歴史も分かるというような言い方もしたことがあるんですけど、ほらを吹くのはよくないけれど、大事な意義だと思えるところは、やっぱり大きく取っていただけて、単に趣のある町並みとか、単に生活文化ということではなくて、京都そのものの根本的な重要な遺産だというふうに言っていただけるとありがたいなと思います。

○委 員 私もお二人を前に外野からという発言になるかもしれませんが、大変意義あることだと思います。もともと早くやっていただきたかったなという気もするんですけども、今やらなければ本当に大変なことになってしまうという気がしております。

こういう状況ですので、所有者の同意を得ないといったような、非常に大胆なやり方も、今はやっぱりいたし方ないと言いますか、そうすべきだなと思うんですけども、町家を壊す状況になるというのはいろいろな理由があると思うんですね。そこまで一つ一つ、我々も立ち入っていいのかどうかという問題もあると思うんですけども、やっぱり壊さなきゃいけないので届出するというその一つ前の段階で、座長もおっしゃんですけども、いかに京都の町家といったものが価値あるものなのか、どういう意味があるのかということをもっと一般の人に理解してもらおうということが一番大事だと思うんですね。

一番残念なのは、そういったことを理解

していただけなく、ただ壊してしまうというところが残念であって、十分に理解したうえで、だけでも、仕方がないということがやっぱりあると思うんですね。そこまで立ち入ることはできないと思う。そんな中、この取組をしていただく中で、いわゆる普及啓発というところがあるかと思うんですけども、まずはそういったところに力を入れていただきたいという気がいたします。

座長は縮図であるというふうな御発言をされましたけども、私も、町家というのは、人々が集まって住む、集住するというもののいろんな知恵や工夫といったものがここに集積されていて、ずっと工夫されてきた、特に京都というのは一番長い都市ですので、そういう所で集積されてきた知恵というのは本当に貴いと思うんですね。そういったものが今の町家という建築、住まいには本当に集積しているんだということを理解していただくという、そういう場がもっとあってもいいのかなという気がしまして、そういったところに、是非、まずは力を入れていただきたいという気がいたします。

○委員 保全活用委員会としては、かなり色々、もめにもめてという形でこの形にまとめていただいたという経緯がございます。

最初に座長がおっしゃった基本理念ですけれども、条例に基本理念をかなり書き込むというのはそんなに多くないというようなこともちょっと聞いているんですが、直接の目的はできるだけ取り壊される町家を減らそうという非常に大きな目的があるんですけども、その先に何があるのかということ、やっぱりきちっと理念なり、それがどういう意味があるのかというのは理念で書き込んでいく必要がある

んだらうという議論の中でこういう理念が出てきたので、やはりこの文章というのはかなり慎重に、かつ、残したことによる将来像みたいなものであったりとか、残したことの本当の意味というのはどこにあるかというのは書いておくべきだなということは議論の中に出ておりました。

なかなか、一番厳しくても過料ということで終わるので、どれだけ実効性があるかどうかというのは分からないんですけども、ただ、京都市として、あるいは京都の市民として、こういう姿勢で行くということ、打ち出すという意味ではすごく皆さんの意識が変わっていく一つのきっかけになる条例になるのではないかなというふうには期待しております。

以上です。

○委員 委員の先生の御意見に対してちょっと補足説明させていただきますと、正しく委員会でも全く同じような意見が出まして、届出制というのだけが何かクローズアップされてしまいますけど、実はその前が大事で、これまでは、実際には京都市が所有者の方に個別に声を掛けて、残していただくみたいなことをしていたと思うんですけど、システムとして、こちらから京都市が積極的に働き掛けていくというのじゃなく、今までは申し出ていただいて、それに助成するという、そういう制度だったわけですね。それを、今度はむしろ積極的に声を掛けていきますよというものがこの条例の一番基本的なところで、取壊しにならないように前の段階からずっと所有者さんとコミュニケーションを取り続けるというところに、今後、特に力を入れていくという事務局の意思というか、そういうのもありまして、そこが条例のメインだなというふうに私も思っております。

○座長 歴史まちづくりの根幹に関わる大きな条例と思いますのでよろしくお願いたします。

○事務局 事務局から連絡事項が幾つかございます。

まず、前回会議後の状況でございます。

前回の推進会議において御意見を頂きました第9回目の計画変更につきましては平成29年3月31日をもって国から認定を受けることができいております。

それから、今後の予定に関しましては、本日頂いた御意見を取りまとめまして、進行管理・評価、それから総括評価をまとめまして、一度、内容を高橋座長に御確認いただいたうえで、5月末を目途に国の方に報告をする予定としております。この報告結果は7月頃を目途に本市のホームページで公開する予定としております。

それから、次回の推進会議につきましては、重大事項がない限りは例年どおり来年の2月頃の開催としたいと考えてございます。

事務局の方からは以上でございます。

それでは、閉会に当たりまして、局長から一言御挨拶を申し上げます。

○事務局 今日は熱心な議論、どうもありがとうございました。

京町家の話をするとお一人の語る時間が非常に長くなるというのがこれまでの経験でございまして、京町家に限らず、市長がよく言いますのが、議論にならない施策、事業はするなど。議論があつての施策、事業だということで、今回提案させていただいている内容も議論になるような大胆なことを少し打ち出ささせていただいたのではないかというふうに思っています。

一昨日、市会の方でこのパブリックコメント案を報告させていただいた折にも、大変、議論になりました。そのときの大きな

議論は、一つは京都市の本気度を問われたということです。どこまで本気でやるつもりなんやと。所有者だけが犠牲を払うのでは駄目だよというような話がありました。それに関連して、一体、京町家って、議員の方々の、私の家は京町家なのかどうなのかと。特に周辺区の方には、そういうことでしっかりと周知をしてくれと。これは所有者、不在地主もおりますし、それから解体事業者の方も、京都市内だけじゃなくて府下、全国でも事業をやっておられる人にしっかりと届くようにしてくれというのが二つ目の議論だったかと思います。それはできる限りのことを尽くしていきたいということで、普段にはない周知の仕方、例えば説明会というのも数度やりますし、それ以外にも業界から依頼があれば説明に行くとか、それから、今、4万戸のリストがありますので、そういった方に届く方法とか、こういったことはしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

ということで、京町家、6月2日がキックオフですので、先生方からも貴重な御意見を頂きたいというふうに思っているところでございます。

それから、今日のメインのテーマでありました事業評価についてでございます。

今回、中間の評価が2回目ということでございまして、今日の資料、当初の事業評価から比べると、大分、内容が充実したというのが私自身の感想であります。

京都の市の施策の事業進捗を評価するというのも、ほかでも色々あるんですけども、つつい、計画にこういうふうになっていまして、できましたか、できていませんかというような評価が多いんですけども、この事業評価の一つの特徴は、進捗もあるんですけども、ほかとの関連付

け、歴史的風致という観点での横串が刺さるという、ここに非常に大きな意味があるのかなというふうなことで改めて思いました。

そういう意味では、振り返る機会にもなり、また、歴史的風致という観点から各事業がどういうふう位置付いているかという再確認の場にもなるのではないかなというふうに思っているところでございます。

32年が最終評価ということですので、それに向けて、しっかりとこれから検討していきたいと思えます。その最終というのは次の新しい子が生まれる機会でもありますので、それも併せて考えていきたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。